

令和 7 年 12 月 9 日

尾道市長  
(建設部契約課)

建設工事等の指名除外措置の概要について公表します。

- 1 指名除外業者 極東開発工業株式会社  
新明和工業株式会社
- 2 指名除外期間 令和 7 年 12 月 9 日～令和 8 年 2 月 8 日 (2か月)
- 3 事実概要 特定特装車製品の販売に関し、独占禁止法違反第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和 7 年 9 月 24 日に公正取引委員会から認定された。
- 4 指名除外理由 上記事実については「建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱」別表第 13 項第 1 号に該当する。

<建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱別表第 13 項第 1 号>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 13 次の(1)から(6)のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2)～(6) 略	当該認定をした日から 4 か月以上 24 か月以内

○指名除外措置の課徴金減免制度への対応について

上記 2 者は、公正取引委員会の課徴金減免制度の適用事業者であるため、建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱第 3 項第 5 号の規定により、4 か月の措置期間を 2 分の 1 短縮し 2 か月とする。

<建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱第 3 項第 5 号>

- (5) 市長は、対象者について情状勾量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに第 2 号及び第 3 号の規定による指名除外の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名除外の期間を当該期間の 2 分の 1 までの期間に短縮することができる。